

事業所におけるハラスメント対策の取り組みに対する費用補助事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、事業所におけるハラスメント対策の取り組みに対する費用補助事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。
- 2 訪問看護及び訪問介護事業所等において、2人訪問ができる体制確保が困難な場合、1人訪問時の安全対策に必要な経費の一部として、警備会社委託の初期費用の一部補助を行うことにより、訪問看護師及び訪問介護員の安全を確保することを目的とする。

(補助対象事業者)

- 第2条 補助事業の対象となる者は、次に該当するものとする。
- 2人訪問体制ができる体制にない神戸市内の訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所。

(対象経費)

- 第3条 補助事業の対象となる経費は、当該年度内に、補助対象事業者が警備保障会社によるセキュリティシステムを導入した場合に必要な機器等の購入費とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。
- 補助基準額に2/3を乗じた額を交付額とする。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）ただし、予算の範囲内とする。

(補助基準額)

- 第5条 補助基準額は、補助対象事業者1事業者あたり21,500円と、実際の補助対象事業者が負担する補助対象経費を比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

- 第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 所要額調書・事業実施計画書（様式第1号の1）
- (3) 補助事業等に係る収支予算書（様式第1号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第8条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 所要額調書・事業実施計画書（変更後）（様式第4号の1）
- (3) 補助事業等に係る収支予算書（変更後）（様式第4号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業報告書（様式第8号の1）
- (3) 補助事業等に係る収支決算書（様式第8号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は，令和6年6月17日から施行し，令和6年4月1日から適用する。